

福岡県公報

平成20年2月8日
第 2 7 8 3 号

目 次

告 示 (第200号—第213号)

道路の区域の変更	(道路維持課)	1
道路の供用の開始	(道路維持課)	2
国土調査の成果の認証	(農地計画課)	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	2
都市計画事業の認可	(公園街路課)	3
大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課)	3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	4
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	5
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	5
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	5
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	6
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	6
公共測量の終了	(土木管理課)	6
公 告			
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(建築指導課)	6

意見募集の結果の公示	(水産振興課)	6
平成20年度福岡県農業大学校養成科の入学試験(一般入学試験第二 次募集)の実施	(農業技術課)	7
平成20年度汎用情報統合管理システム開発業務の委託に係る提案の 募集	(行政経営企画課)	8
選挙管理委員会			
政治団体の設立届	(地 方 課)	9
政治団体の届出事項の異動届	(地 方 課)	9
政治団体の解散届	(地 方 課)	12
資金管理団体の指定届	(地 方 課)	12
資金管理団体の届出事項の異動届	(地 方 課)	13
資金管理団体の指定取消届	(地 方 課)	13
監 査 委 員			
監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)	14
監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	17

告 示

福岡県告示第200号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年2月8日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
--------	-------	-----	-------	-----	--------------	--------------

豊前	県道	中豊津前線	前	豊前市大字四郎丸703番2先から 同市大字四郎丸704番1先まで	10.6 ～ 11.8	25.6
			後	豊前市大字四郎丸703番2先から 同市大字四郎丸704番1先まで	10.6 ～ 11.8	28.3

福岡県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年2月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
豊前	中豊津前線	豊前市大字四郎丸703番2先から 同市大字四郎丸704番1先まで

福岡県告示第202号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成20年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
みやま市	平成17年度から平成19年度まで	地籍図及び地籍簿	瀬高町小田（山間部）の一部	平成20年1月24日

福岡県告示第203号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年1月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

（変更前）特定非営利活動法人北九州バドミントン案内所

（変更後）特定非営利活動法人TOTOSバドミントンスマイルスポーツプロモーション

(2) 代表者の氏名

土居 正依

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区日の出町一丁目2番3 - 1003号

(4) 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、子どもを中心に広く北九州市のバドミントン愛好者に対して、競技力の向上を目指した事業を行い、バドミントン競技の更なる振興を展開していくとともにこれらの事業に一般市民を講師として迎えることで雇用機会の拡充を図り多様化する情報化社会を活用したバドミントン情報提供活動やバドミントン愛好者を海外に派遣することにより他国のバドミントン愛好者との交流を図り、そして心身共に豊かなまちづくり、スポーツを安心して行うことのできる平和な日本の有り難さ伝え青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、子どもを中心に広くバドミントン愛好者に対して、競技力の向上を目指して事業を行い、バドミントン競技の更なる振興を展開していくとともにこれらの事業に一般市民を講師として迎えることで雇用機会の拡充を図り多

様化する情報化社会を活用したバドミントン情報提供活動やバドミントン愛好者を海外に派遣することにより他国のバドミントン愛好者との交流を図り、そして心身共に豊かなまちづくり、スポーツを安心して行うことのできる平和な日本の有り難さを伝え青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第204号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

大野城市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画道路事業 3・4・77号 現人橋乙金線

3 事業施行期間

平成20年2月8日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

大野城市大字乙金、乙金台3丁目及び大城2丁目地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第205号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年1月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称（仮称）ゴルフ5太宰府インター店

(2) 所在地 福岡県大野城市御笠川3丁目6-1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社アルペン	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社アルペン	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成20年9月29日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,533㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
大野城市御笠川3丁目6-1 外	60

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
大野城市御笠川3丁目6-1 外	20

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
-----------	------------

大野城市御笠川3丁目6-1 外	32
-----------------	----

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
大野城市御笠川3丁目6-1 外	7.17

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社アルペン	午前10時	午後9時30分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 大野城市御笠川3丁目6-1 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

福岡県告示第206号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年2月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年1月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 カミーリア筑紫野スポーツクラブ

(2) 代表者の氏名

松藤 俊悟

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫野市桜台1丁目11番18号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の幼児から中高年齢者までの全ての人に対して、スポーツ教室の開催、スポーツ選手・審判員・指導者などの育成、スポーツイベントの企画・運営に関する事業などを行い、スポーツの普及・振興を通じて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第207号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年2月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年1月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人在宅医療サポート協会

(2) 代表者の氏名

古賀 弘司

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市城南区飯倉1丁目6番25号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、これからの高齢化社会を考え健康で生き生きと豊かに暮らしていけるように、運動や食生活に関する情報の提供や新しい医療のサービスを提案する。テレビ電話を活用して地域の高齢者の皆様に医療のサービスと会話のサービスでサポートする事業を行うなど、お年寄りの笑顔、家族の笑顔、地

域の皆様の幸せに貢献し、保健、医療の増進に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第208号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成20年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成2年7月18日農林水産省告示第937号（2及び3に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第209号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成20年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成2年10月23日農林水産省告示第1395号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに朝倉市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第210号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成20年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成9年7月23日農林水産省告示第1192号（1及び2に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに関係市役所及び星野村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第211号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成20年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成2年5月14日農林水産省告示第621号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに朝倉市役所及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第212号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成20年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成2年5月14日農林水産省告示第623号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第213号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（1級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区西部	平成19年11月16日

公 告

公告

建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

平成20年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見募集期間

平成20年2月1日から平成20年3月1日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

公告

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく申請に関する処分に係る審査基準案について、平成19年11月12日から平成19年12月12日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成20年1月28日に設定しました。

平成20年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

問い合わせ先

水産林務部水産振興課経営指導係

電話：092 - 643 - 3560

メールアドレス：suisan@pref. fukuoka. lg. jp

公告

平成20年度福岡県農業大学校養成科の入学試験（一般入学試験第二次募集）を次のように実施する。

平成20年2月8日

福岡県農業大学校長 山崎 茂 美

1 募集定員等

学 科	専攻コース	募集定員
養成科	野 菜	6 人
	花 き	4 人
	果 樹	5 人
	水田経営	4 人
	畜 産	若干人
	総 合	若干人

2 修業年限 2年

3 入学試験

福岡県農業大学校学則（昭和55年3月福岡県告示第481号）第11条の規定に基づき、入学を志願する者に対して入学試験を行う。

(1) 受験資格

次の各号に定める要件を満たす者が受験できる。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（平成20年3月卒業又は修了見込みの者を含む。）若しくは学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（平成20年3月31日までにこれに該当する見込みの者を含む。）又はこれらの者と同等以上の学力を有すると認めた者

イ 志操堅固で身体強健な者でいずれかに該当する者であること。

(ア) 農業に就業する意欲を有している者

(イ) 農業技術指導者を志し地域農業の振興に意欲を有している者

(2) 試験

試験は、次のとおりとする。

ア 日時、場所等

日 時	科 目 等	場 所	
平成20年2月29日 (金曜日)	午前9時30分～ 午前10時30分	国語（国語総合）	筑紫野市大字吉木767番地 福岡県農業大学校
	午前10時40分～ 午前11時40分	数学（数学）	
	午前11時50分～ 午後0時50分	公民（現代社会）、理科 （理科総合B）及び農業 （農業科学基礎）のうち いずれか一科目を選択	
	午後1時30分～	面接	

イ 受験手続及び受付期間

(ア) 受験願書等の配布及び試験に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校（郵便番号818 - 0004 筑紫野市大字吉木767 電話092 - 925 - 9129）又は福岡県農政部農業技術課（郵便番号812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3495）

郵送によって入学願書の用紙等を請求する場合は、返信用封筒（縦31cm、横22cm以上の大きさで、あて先及び郵便番号を明記し、140円切手をはったもの）を必ず同封すること。

(イ) 受験の申込方法

a 所定の受験願書に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、福岡県農業大学校に提出すること。

(a) 最終学校の調査書（出身学校長が作成して封印したもの） 1部

(b) 健康診断書 1部

(c) 農業経営規模調書（所定の用紙によること。）及び意見書（所定の用紙

で受験者の住所地を管轄する地域農業改良普及センター所長が作成して封印したもの) 各1部

b 受験手数料は、無料とする。

(ウ) 受付期間

a 受験申込みの受付期間は、平成20年2月8日(金曜日)から平成20年2月21日(木曜日)まで(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。

ただし、県の休日は、受付業務を行わない。

b 郵送による受験申込みは、必ず配達記録郵便とし、平成20年2月21日(木曜日)までの消印のあるもの限り受け付ける。

ウ 合格者の発表

一般試験第二次募集合格者の受験番号を、平成20年3月4日(火曜日)午前9時に福岡県農業大学校に掲示するほか、文書をもって本人に通知する。

4 在学中に行う研修等

(1) 大型特殊自動車(農耕用)、けん引自動車(農耕用)、農業機械士、危険物取扱者(乙類4類)、毒物劇物取扱者、家畜人工授精師(畜産コースのみ)、アーク溶接技能、ボイラー取扱技能、フォークリフト技能、小型建設機械技能等の免許や資格取得のための研修や講習を行う。

(2) 卒業後公務員になる場合、修業年限2年の短期大学卒業者と同様の取扱いが受けられる。

公告

次のとおり平成20年度汎用情報統合管理システム開発業務の委託に係る提案を募集します。

平成20年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

1 提案の内容

平成20年度汎用情報統合管理システム開発業務の委託に係る提案(詳細は、提案説明書によるほか、説明会を開催する。)

2 参加資格

次に掲げる(1)から(3)までの条件(共同体で参加する場合は(1)から(5)までの条件)をすべて満たしていること。

(1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成9年6月1日19総セ第4045号総務部長依命通達)に基づく指名停止期間中でない者

(3) 過去に県又は本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)において、情報処理システム構築等の実績があること(共同体で参加する場合にあっては、この条件に該当する者が1者以上含まれていること。)

(4) 共同体で参加する場合の各構成員は、本提案への単独参加又は他の共同体での参加を行っていないこと。

(5) 共同体参加者は、3者以内で構成されていること。

3 手続等

(1) 事務を担当する部局の場所及び名称

福岡県総務部行政経営企画課経営企画班

812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話 092-643-3138

(2) 提案説明書の交付

ア 期間

この公告の日から平成20年2月25日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

無料で直接交付する。

(3) 説明会の開催

ア 日時

平成20年2月14日(木)午後2時00分から

イ 場所

福岡県吉塚合同庁舎 4階 第401会議室
812 - 0046 福岡市博多区吉塚本町13 - 50

(4) 提案書の提出

ア 期限

平成20年2月28日(木)午後5時00分

イ 提出場所

(1)の部局とする。

ウ 提出方法

必ず持参すること(ただし、県の休日には受領しない。)

エ 提案書の審査

提案書の内容について、必要に応じてヒアリングを実施する。評価結果については、県庁内に評価委員会を設け審査する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年2月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成19年12月1日～12月31日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
こうや建一後援会	神谷建一	神谷晴美	宗像市吉留513-6	平成19年12月27日
小坪慎也後援会	小坪幸一	小坪秀美	行橋市大字蓑島835-26	平成19年12月20日
田中建一後援会	田中建一	有永克己	行橋市西宮市3丁目7-6	平成19年12月5日
直方市民の1000人委員会	石山浩	西河武	直方市須崎町12-6	平成19年12月26日
野下昭宣県政研究会	野下昭宣	西河武	直方市須崎町12-6	平成19年12月26日
山口はるな後援会	山口はるな	西村宣敏	田川市中央町3-65社会文化会館内	平成19年12月20日

(6団体)

福岡県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

る。

平成20年2月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成19年12月1日～12月31日

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
国民新党福岡県支部	主たる事務所の所在地	前原市板持1丁目6-14藤田秀男方	福岡市博多区須崎町5-12 ロマネスク奈良屋202	平成19年12月10日	平成19年12月17日
自由民主党直方支部	代 表 者	万 田 康	田 代 敏 之	平成19年12月11日	平成19年12月12日
	会 計 責 任 者	亀 田 義 孝	井 上 進		
自由民主党福岡県北九州市小倉南区第四支部	主たる事務所の所在地	北九州市小倉南区東貫1丁目17-1	北九州市小倉南区東貫2丁目18番25号	平成19年12月1日	平成19年12月6日
自由民主党福岡県乗用自動車支部	主たる事務所の所在地	福岡市博多区比恵町11-1福岡タクシー会館ビル4F	福岡市早良区百道浜1丁目7-4ツインズももちビル8階	平成19年12月18日	平成19年12月20日
自由民主党福岡市早良区支部	主たる事務所の所在地	福岡市早良区藤崎2丁目12-17	福岡市博多区千代4丁目29-15	平成19年12月7日	平成19年12月12日
自由民主党福岡市城南区支部	主たる事務所の所在地	福岡市城南区長尾1丁目17-32-303	福岡市博多区千代4丁目29-15	平成19年12月7日	平成19年12月12日
自由民主党福岡市中央区支部	主たる事務所の所在地	福岡市中央区白金1丁目14-21	福岡市博多区千代4丁目29-15	平成19年12月7日	平成19年12月12日
自由民主党福岡市西区支部	主たる事務所の所在地	福岡市西区姪浜6丁目2-10	福岡市博多区千代4丁目29-15	平成19年12月7日	平成19年12月12日
自由民主党福岡市博多区支部	主たる事務所の所在地	福岡市博多区中洲2丁目7-16-3F	福岡市博多区千代4丁目29-15	平成19年12月7日	平成19年12月12日
自由民主党福岡市東区支部	主たる事務所の所在地	福岡市東区箱崎1丁目11-11	福岡市博多区千代4丁目29-15	平成19年12月7日	平成19年12月12日
自由民主党福岡市南区支部	主たる事務所の所在地	福岡市南区老司1丁目27-3	福岡市博多区千代4丁目29-15	平成19年12月7日	平成19年12月12日
日本共産党福岡中央・南地区委員会	代 表 者	堀 内 徹 夫	立 川 孝 彦	平成19年12月16日	平成19年12月25日
	会 計 責 任 者	田 崎 幹 朗	細 見 健 司		

(12団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
井上としかず後援会	主たる事務所の所在地	北九州市門司区大里本町2丁目10-28	北九州市門司区原町別院4-25	平成19年12月10日	平成19年12月12日
粕屋薬剤師連盟	主たる事務所の所在地	糟屋郡粕屋町若宮1丁目3-10	糟屋郡粕屋町大字仲原132の1	平成19年12月1日	平成19年12月19日
九大医学部同窓会自見庄三郎後援会	主たる事務所の所在地	前原市板持1丁目6-14藤田秀男方	福岡市博多区須崎町5番12号 ロマネスク奈良屋202号	平成19年12月1日	平成19年12月6日
北九州市建設関連協議会	代 表 者	三 輪 正 男	熊 谷 隆 介	平成19年12月1日	平成19年12月4日
五藤もとひさ後援会	主たる事務所の所在地	春日市松ヶ丘2丁目128-2	春日市松ヶ丘2丁目55	平成19年10月1日	平成19年12月17日
のげ昭宣後援会	主たる事務所の所在地	直方市須崎町12-6	直方市大字下新入1305番地の2	平成19年12月26日	平成19年12月26日
	会 計 責 任 者	西 河 武	福 田 禎		
福岡医療福祉研究会	主たる事務所の所在地	前原市板持1丁目6-14藤田秀男方	福岡県福岡市博多区須崎町5番12号 ロマネスク奈良屋202号	平成19年12月1日	平成19年12月6日
福岡県看護連盟	主たる事務所の所在地	福岡市東区馬出4丁目10-1 ナースプラザ福岡2階	福岡市中央区大名2丁目9-29第二プリンスビル513号	平成19年8月6日	平成19年12月14日
福岡県商工政治連盟添田支部	代 表 者	中 園 博 文	恒 田 巧	平成19年5月27日	平成19年12月10日
福岡県歯科医師連盟豊前築上支部	会 計 責 任 者	中 野 和 俊	高 橋 信 行	平成19年7月1日	平成19年12月21日
福岡県中小企業政策推進協議会	会 計 責 任 者	林 優 一	小 笠 原 長	平成19年4月1日	平成19年12月19日
福岡人権市民会議	主たる事務所の所在地	福岡市南区平和1丁目31-29	福岡市博多区御供所町14番58号	平成19年12月27日	平成19年12月27日
まつくま一博後援会	主たる事務所の所在地	福岡市南区平和1丁目31-29	福岡市中央区天神2丁目3-10天神パインクレスト316	平成19年12月27日	平成19年12月27日
緑 陽 会	会 計 責 任 者	小 池 弘 基	阿 部 九 重	平成19年12月14日	平成19年12月14日

(14団体)

福岡県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成20年2月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成19年12月1日～12月31日

(政党の支部)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党福岡県鞍手郡第一支部	平成19年8月21日	平成19年12月3日

(1団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
岩本せつお後援会	平成19年12月25日	平成19年12月26日
九州経済懇話会	平成19年11月30日	平成19年12月4日
きくかわ洋亮後援会	平成19年12月9日	平成19年12月26日
県民連福岡	平成19年11月30日	平成19年12月4日
庄経会	平成19年11月30日	平成19年12月4日
市民連福岡市	平成19年11月30日	平成19年12月4日
高畑ミツコ後援会	平成19年12月25日	平成19年12月27日

受付期間 平成20年12月1日～12月31日

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
------------------	-------	-----------	------------	--------	-------	-------

田島かずよし後援会	平成19年12月1日	平成19年12月6日
段本幸男後援会	平成19年12月6日	平成19年12月18日
中村ひろひこ福岡後援会	平成19年12月13日	平成19年12月13日
永末寿後援会	平成19年11月30日	平成19年12月11日
浜崎おりえ後援会	平成19年11月25日	平成19年12月25日
原田幸美後援会	平成19年5月30日	平成19年12月13日
福岡10区税理士による自見庄三郎後援会	平成19年12月3日	平成19年12月5日
平成世直し団	平成19年12月28日	平成19年12月28日
(平成19年法第17条第2項適用団体) 九州美研学舎	平成19年8月30日	平成19年12月6日
(平成19年法第17条第2項適用団体) 九州美研零細企業新興会	平成19年8月30日	平成19年12月6日

(17団体)

福岡県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年2月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

神谷 建一	宗像市議会議員	こうや建一後援会	宗像市吉留513-6	神谷 建一	平成19年12月25日	平成19年12月27日
中島 美和子	福津市議会議員	中島みわ子と未来をつくる会	福津市中央2丁目1-30	中島 美和子	平成19年12月18日	平成19年12月20日
山口 はるな	衆議院議員	山口 はるな 後援会	田川市中央町3-65社会文化会館内	山口 はるな	平成19年12月15日	平成19年12月20日

(3団体)

福岡県選挙管理委員会告示第14号

平成20年2月8日

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成19年12月1日～12月31日

資金管理団体の届出事項の異動届をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
井上 敏和	福岡県議会議員	井上としかず後援会	主たる事務所の所在地	北九州市門司区大里本町2丁目10-28	北九州市門司区原町別院4-25	平成19年12月10日	平成19年12月12日
野下 昭宣	福岡県議会議員	のげ昭宣後援会	主たる事務所の所在地	直方市須崎町12-6	直方市大字下新入1305番地の2	平成19年12月26日	平成19年12月26日

(2団体)

福岡県選挙管理委員会告示第15号

平成20年2月8日

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成19年12月1日～12月31日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体取消の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
田島 和義	福岡市議会議員	田島かずよし後援会	田島 和義	平成19年12月1日	平成19年12月6日

永末壽	飯塚市議会議員	永末寿後援会	永末壽	平成19年11月30日	平成19年12月11日
-----	---------	--------	-----	-------------	-------------

(2団体)

監査委員

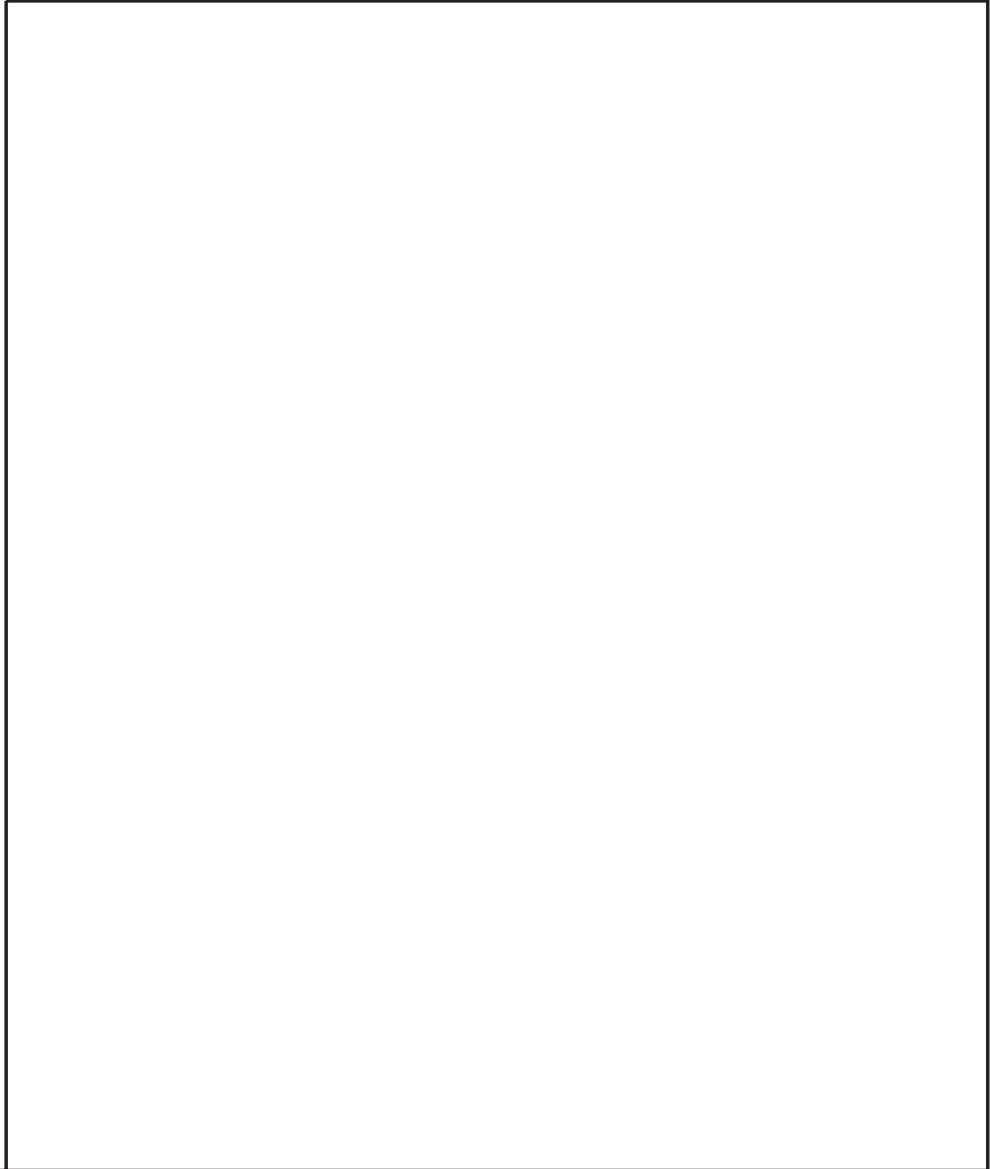
監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を総務部
出先機関の職員研修所等15か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する

。

平成20年2月8日

福岡県監査委員	工藤壽文
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	森田俊介



第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

総務部の出先機関15機関に係る定期監査は、平成18年8月1日から平成19年7月31日までの12か月間を監査対象期間とし、平成19年10月3日から平成19年10月26日までの実日数13日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
職員研修所	平成18年8月1日から 平成19年7月31日まで	平成19年10月26日
東京事務所	”	平成19年10月25日から 平成19年10月26日まで
博多県税事務所	”	平成19年10月3日から 平成19年10月5日まで
東福岡県税事務所	”	平成19年10月16日から 平成19年10月18日まで
西福岡県税事務所	”	平成19年10月11日から 平成19年10月12日まで
筑紫県税事務所	”	平成19年10月23日から 平成19年10月24日まで
北九州東県税事務所	”	平成19年10月18日から 平成19年10月19日まで
北九州西県税事務所	”	平成19年10月16日から 平成19年10月17日まで
田川県税事務所	”	平成19年10月19日
飯塚・直方県税事務所	”	平成19年10月23日から 平成19年10月24日まで
久留米県税事務所	”	平成19年10月3日から 平成19年10月5日まで
大牟田県税事務所	”	平成19年10月11日
筑後県税事務所	”	平成19年10月12日
行橋県税事務所	”	平成19年10月25日
消防学技	”	平成19年10月26日

2 監査の主眼

今回の監査は、職員研修所等15か所の総務部出先機関における収入、支出、人件費、契約、公有財産、物品、債権等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、特に県税の徴収事務、重要物品の管理・使用状況並びに旅費及びその他需用費の執行状況に主眼を置いた。

また、このうち旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 収入
使用料、手数料、財産貸付収入、雑入等の調定金額、調定期間及び収入状況
- (2) 支出
貸金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務
- (3) 人件費
報酬、給料及び諸手当（扶養手当及び住居手当を除く。）の認定及び支給事務
- (4) 契約
契約の締結及び履行確認の状況
- (5) 公有財産
土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況
- (6) 物品
取得、管理及び処分状況
- (7) 債権
債権管理状況
- (8) 県税
個人県民税、個人事業税、法人県民税、法人事業税、不動産取得税等の賦課徴収事務

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されしていると認められた。

監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査を京築教育事務所等29か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成20年2月8日

福岡県監査委員	工 藤 壽 文
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	森 田 俊 介

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施日

知事部局の優先機関及び教育委員会の出先機関並びに警察本部関係機関に係る随時監査は、平成19年3月1日又は平成19年4月1日から監査実施日までを監査対象期間とし、平成19年9月4日から平成19年11月8日までの実日数29日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
京 築 教 育 事 務 所	平成19年3月1日から 平成19年9月4日まで	平成19年9月4日
筑 豊 教 育 事 務 所	平成19年3月1日から 平成19年9月5日まで	平成19年9月5日
福 岡 教 育 事 務 所	平成19年3月1日から 平成19年9月7日まで	平成19年9月7日
北 九 州 教 育 事 務 所	平成19年3月1日から 平成19年9月12日まで	平成19年9月12日
機 動 捜 査 隊	平成19年3月1日から 平成19年9月13日まで	平成19年9月13日
北 筑 後 教 育 事 務 所	平成19年3月1日から 平成19年9月19日まで	平成19年9月19日
交 通 機 動 隊	平成19年3月1日から 平成19年9月20日まで	平成19年9月20日
第 二 機 動 隊	平成19年3月1日から 平成19年9月26日まで	平成19年9月26日
門 司 警 察 署	平成19年3月1日から 平成19年9月27日まで	平成19年9月27日
北 九 州 水 上 警 察 署	平成19年3月1日から 平成19年9月28日まで	平成19年9月28日
第 一 機 動 隊	平成19年3月1日から 平成19年10月1日まで	平成19年10月1日
筑 後 警 察 署	平成19年3月1日から 平成19年10月2日まで	平成19年10月2日
福 岡 空 港 警 察 署	平成19年3月1日から 平成19年10月3日まで	平成19年10月3日
自 動 車 警 ら 隊	平成19年3月1日から 平成19年10月4日まで	平成19年10月4日
警 察 学 校	平成19年3月1日から 平成19年10月5日まで	平成19年10月5日
柳 川 土 木 事 務 所	平成19年4月1日から 平成19年10月10日まで	平成19年10月10日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
波ダム建設事務所	平成19年4月1日から 平成19年10月12日まで	平成19年10月12日
伊良原ダム建設事務所	平成19年4月1日から 平成19年10月16日まで	平成19年10月16日
朝倉土木事務所	平成19年4月1日から 平成19年10月17日まで	平成19年10月17日
計量検定所	平成19年4月1日から 平成19年10月18日まで	平成19年10月18日
筑豊労働福祉事務所	平成19年4月1日から 平成19年10月19日まで	平成19年10月19日
工業技術センター	平成19年4月1日から 平成19年10月23日まで	平成19年10月23日
消費生活センター	平成19年4月1日から 平成19年10月24日まで	平成19年10月24日
戸畑高等技術専門学校	平成19年4月1日から 平成19年10月25日まで	平成19年10月25日
福岡高等技術専門学校	平成19年4月1日から 平成19年10月26日まで	平成19年10月26日
久留米商工事務所	平成19年4月1日から 平成19年10月30日まで	平成19年10月30日
福岡商工事務所	平成19年4月1日から 平成19年11月6日まで	平成19年11月6日
生物食品研究所	平成19年4月1日から 平成19年11月7日まで	平成19年11月7日
機械電子研究所	平成19年4月1日から 平成19年11月8日まで	平成19年11月8日

2 監査の主眼

今回の監査は、京築教育事務所等29機関における旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き調査した。

また、このうち旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費

- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。
(生活労働部)

福岡高等技術専門学校

物品の購入において、次のような不適切なものがある。

- ・作業服の購入において、単価契約が結ばれていないにもかかわらず単価契約の方式で購入している。
(2件)
 - ・ガソリンの購入において、事前決裁及び契約締結同等の必要な手続きがとられないまま単価契約が行われている。
(2件)
- (警察本部)
交通機動隊
- 育児休業職員の代替としての臨時職員の任用については、育児休業期間内に限られているが、その期間を超えて行っている。(14日間超過)

他はおおむね適正に執行されていると認められた。